

平成15年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局

平成 14 年 12 月

I 平成15年度の地方財政の姿

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ① 地方財政計画の規模 | 86兆2,100億円程度（対前年度比△ 1.5%程度） |
| ② 地方一般歳出 | 69兆7,200億円程度（対前年度比△ 2.0%程度） |
| ③ 地方単独事業（投資） | 14兆8,800億円程度（対前年度比△ 5.5%程度） |
| ④ 一般財源比率 | 60.2%程度（平⑭63.2%） |
| 〔臨時財政対策債を含めた場合 | 67.1%程度（平⑭66.9%）〕 |
| ⑤ 地方債依存度 | 17.5%程度（平⑭14.4%） |
| 〔臨時財政対策債を除いた場合 | 10.7%程度（平⑭10.8%）〕 |

II 財源不足の補てん

(1) 通常収支の不足の補てん (13.4兆円程度)

- ・ 平成13年度の制度改正を踏まえ、交付税特別会計借入金を廃止し、財源不足のうち財源対策債等により補てんする額を除く額については、国と地方が折半し、国負担分については一般会計からの繰入れにより、地方負担分については特例地方債（臨時財政対策債）により補てん

- | | | |
|---|----------------------|-------------|
| ① | 地方交付税の増額による補てん措置 | 5兆7,400億円程度 |
| | 一般会計における加算措置（既往法定分等） | 1,900億円程度 |
| | 〃（臨時財政対策分） | 5兆5,400億円程度 |
| ② | 臨時財政対策債の発行（※） | 5兆8,700億円程度 |
| ③ | 財源対策債の発行 | 1兆8,400億円程度 |

(※) 臨時財政対策債のうち、約3,300億円程度は、平成14年度補正対策に伴う発行分(交付税特別会計借入金からの振替分及び国・地方負担の調整措置分)並びに既往の臨時財政対策債の利払い充当分である。

(2) 恒久的な減税に伴う減収の補てん (3.2兆円程度)

- ① 地方税の減収 1兆8,100億円程度 → 国のたばこ税の一部の移譲、法人税の交付税率の引上げ、地方特例交付金、減税補てん債により補てん
- ② 地方交付税の影響 1兆4,300億円程度 → 交付税特別会計借入金により補てんし、国・地方折半で償還（国負担借入金の利子は一般会計加算により対応）

(3) 平成15年度税制改正における先行減税に伴う減収の補てん（0.7兆円程度）

- ① 地方税の減収 2,400億円程度 → 減税補てん債（その元利償還金の全額を後年度基準財政需要額に算入）の発行により補てんし、後年度の地方税増収により償還
- ② 地方交付税の影響 4,500億円程度 → 交付税特別会計借入金（地方負担）により補てんし、後年度の地方交付税原資の増収により償還

Ⅲ 国庫補助負担金の見直し等に伴う財源措置

(1) 国庫補助負担金の一般財源化に伴う措置

- ・ 義務教育費国庫負担金（共済長期負担金等）、在宅福祉事業費補助金（一部）等の一般財源化に伴う所要財源2,300億円程度については、地方特例交付金及び地方交付税により財源措置（暫定措置）

① 地方特例交付金の増額（1／2） 1,200億円程度

② 地方交付税の増額（1／2） 1,200億円程度

交付税特別会計借入金により措置し、償還費の3／4を国が負担

※ ①及び②を合わせ、所要財源の7／8を国が負担

(2) 市町村道整備に係る国庫補助負担金の見直し等に伴う措置

- ・ 市町村道整備に係る国庫補助負担金の見直し及び直轄事業による高速道路整備に係る地方負担の導入に伴う影響分900億円程度については、自動車重量譲与税（市町村に譲与）の譲与割合の引き上げにより税源移譲を行うとともに、地方道路譲与税の都道府県・市町村間の配分を見直すことにより財源措置

自動車重量譲与税に係る譲与割合（現行）1／4 → （改正後）1／3

Ⅳ 地方交付税総額 18兆700億円程度（1兆4,800億円程度減、△7.5%程度）

（参考）地方交付税＋臨時財政対策債 23兆9,400億円程度（1兆1,700億円程度増、5.1%程度）

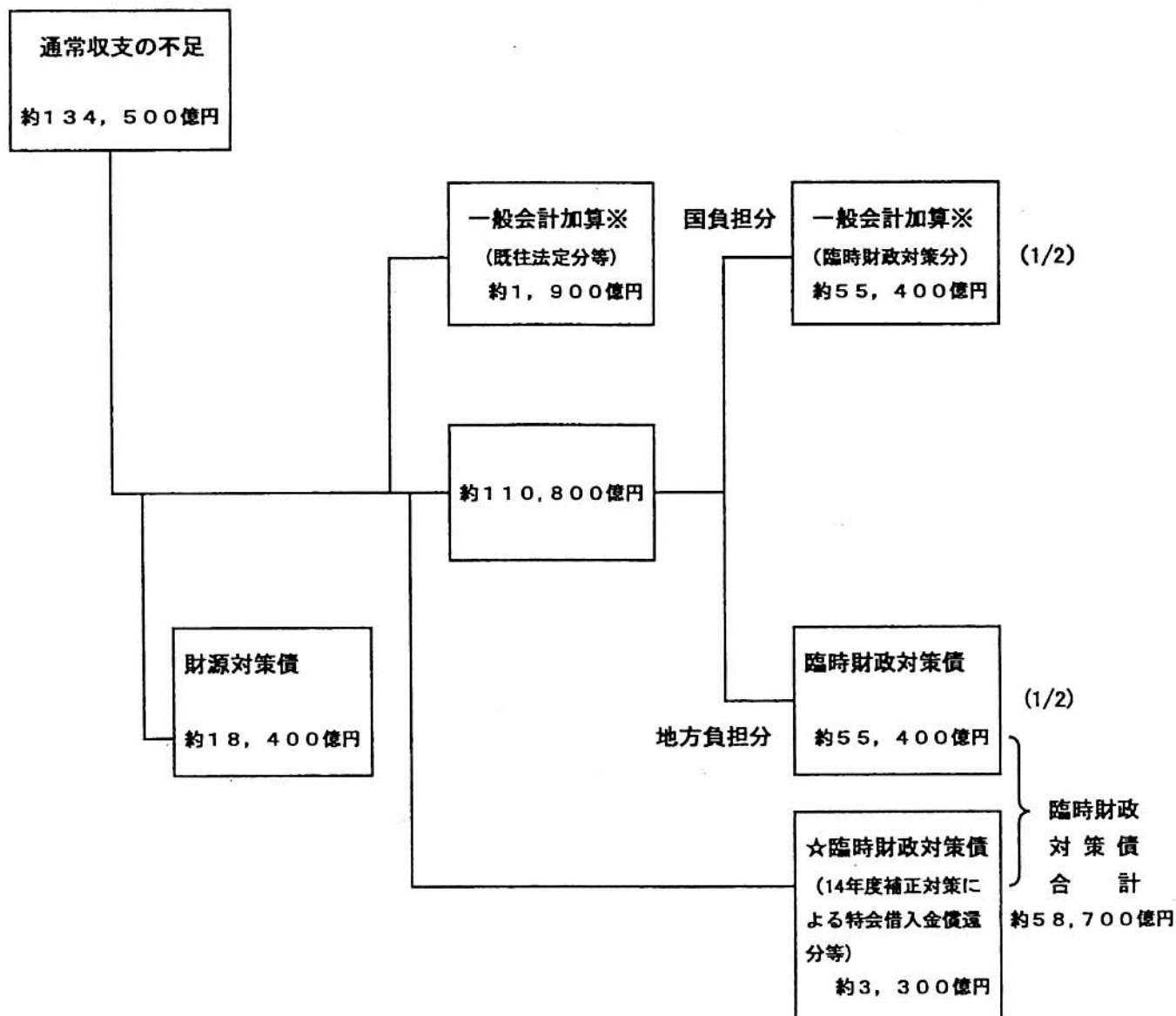
※ 臨時財政対策債は、地方財政法第5条の特例となる地方債であり、地方交付税と同様に一般財源として使用できるもの。また、その元利償還金の全額を後年度基準財政需要額に算入

Ⅴ 地方債総額 15兆700億円程度（2兆4,200億円程度増、19.2%程度）

（参考）臨時財政対策債を除いた場合 9兆2,000億円程度（2,200億円程度減、△2.3%程度）

平成15年度 財源不足（通常収支分）の補てん措置

平成14年12月



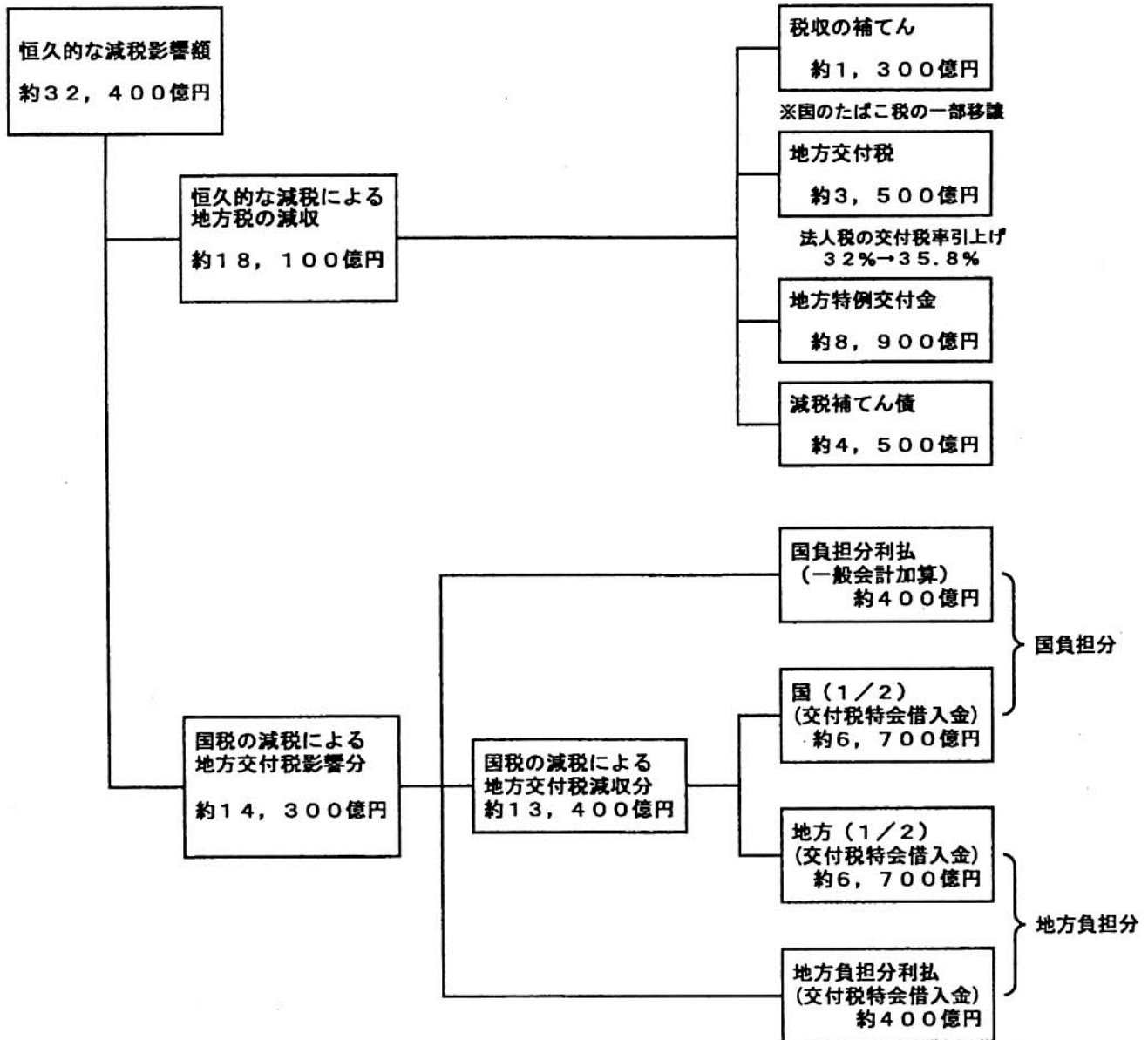
(注) ※ 一般会計加算総額

$$\begin{array}{rclcl} \text{約1,900} & + & \text{約55,400} & + & \text{約400} & = & \text{約57,800億円} \\ \text{(既往法定分等)} & & \text{(臨時財政対策分)} & & \left[\begin{array}{l} \text{恒久的な減税に係る} \\ \text{特会借入金利子} \end{array} \right] & & \end{array}$$

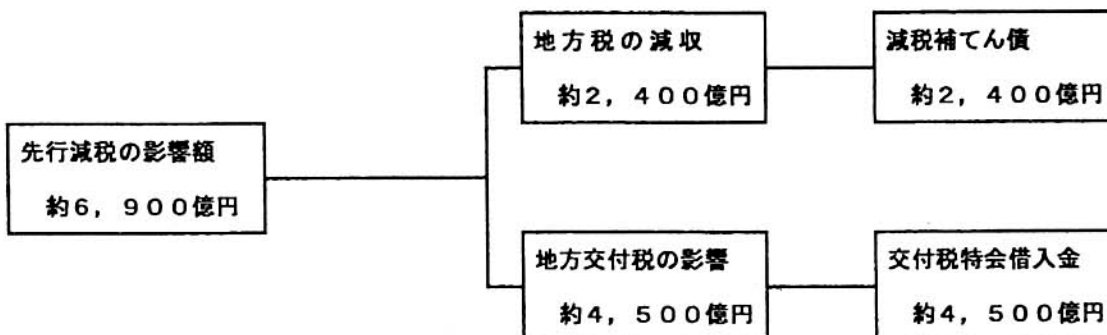
☆の臨時財政対策債は、14年度補正対策に伴う発行分（特会借入金からの振替分及び国・地方負担の調整措置分）並びに既往臨時財債の利払い充当分である。

・表示単位未満四捨五入の関係で合計と一致しない箇所がある。

(1) 恒久的な減税に係る補てん措置

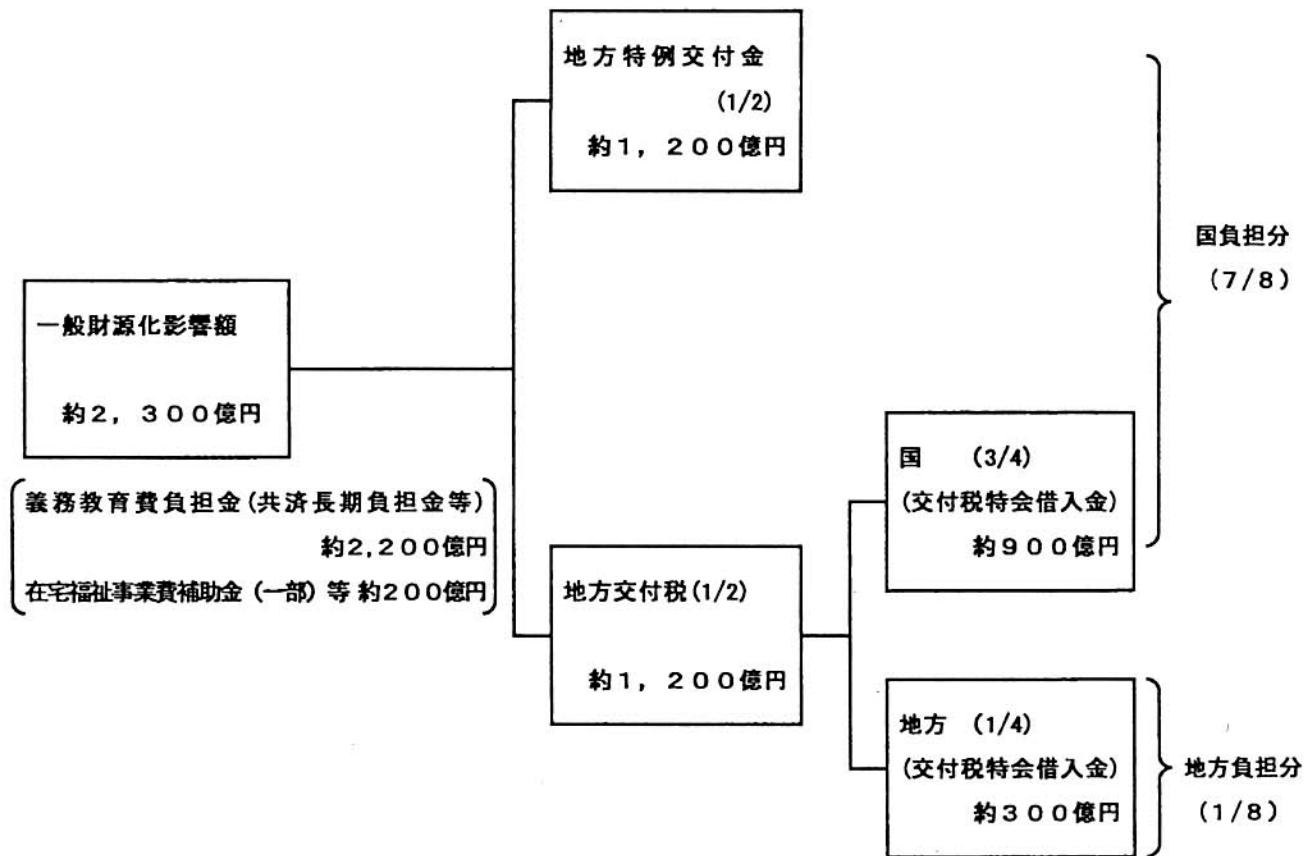


(2) 先行減税に係る補てん措置

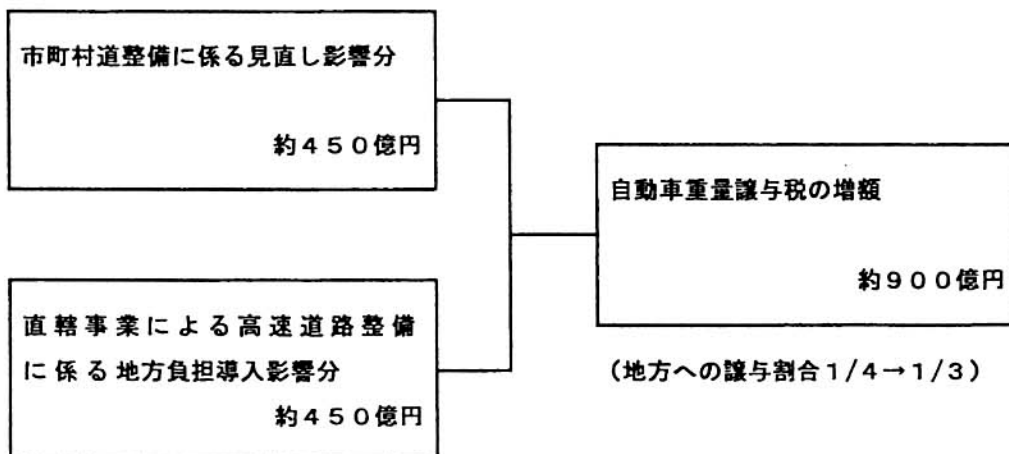


※ 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

(1) 国庫補助負担金の一般財源化に伴う措置



(2) 市町村道整備に係る国庫補助負担金の見直し等に伴う措置



※ 影響分等は今後五箇年間の年度平均である。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で合計と一致しない箇所がある。

主な地方財政指標

一般財源総額

51.9兆円程度（平⑭＝55.3兆円、△6.1％）

〔臨時財政対策債を含めた場合 57.8兆円程度（平⑭58.6兆円、△1.3％程度）〕

一般財源比率

60.2％程度（平⑭＝63.2％）

〔臨時財政対策債を含めた場合 67.1％程度（平⑭66.9％）〕

地方税伸率 △ 6.1％程度（平⑭＝△3.7％）

交付税伸率 △ 7.5％程度（平⑭＝△4.0％）

交付税＋臨財債伸率 5.1％程度（平⑭＝4.5％）

地方債依存度

17.5％程度（平⑭＝14.4％）

〔臨時財政対策債を除いた場合 10.7％程度（平⑭10.8％）〕

地方の借入金残高（平⑮末見込み）

199兆円程度（平⑭末見込み＝194兆円）

※平⑭補正分反映後

交付税特別会計借入金残高

48.5兆円程度（平⑭末＝46.7兆円）

（うち地方負担分31.8兆円（平⑭末＝30.7兆円））

平成15年度地方交付税

平成15年度地方交付税総額

約18兆 700億円

(前年度 19兆5,449億円)
(対前年度比 約7.5%減)

【積 算】

- | | |
|---|-------------|
| ① 国税五税の法定割合分 | 約10兆6,100億円 |
| 所得税及び酒税の32%、法人税の35.8% | |
| 消費税の29.5%、たばこ税の25% | |
| (平成9年度及び10年度の国税決算に伴う15年度分の精算額(870億円)並びに平成13年度の国税決算に伴う精算額(5,639億円)を控除) | |
| ② 一般会計における加算措置 | |
| ・ 既往法定分等 | 約 2,400億円 |
| (配当課税の見直しに伴う特例加算分約200億円を含む。) | |
| ・ 臨時財政対策分 | 約 5兆5,400億円 |
| <hr/> | |
| ③ (①+②) 一般会計からの繰入額(入口ベース) | 約16兆3,900億円 |
| <hr/> | |
| ④ 交付税特別会計借入金(新規増) | 約 1兆9,500億円 |
| ・ 恒久的減税影響分(国・地方折半で償還) | 約 1兆3,900億円 |
| ・ 先行減税による交付税の影響分(地方負担で償還) | 約 4,500億円 |
| ・ 国庫補助負担金の一般財源化に伴う措置分(国3/4・地方1/4で償還) | 約 1,200億円 |
| ⑤ 交付税特別会計借入金償還 | 約 △800億円 |
| (平成14年度補正対策による特別会計借入金の1/4を償還(臨財債に振替)) | |
| ⑥ 交付税特別会計借入金支払利子分 | 約 △6,200億円 |
| ⑦ 交付税特別会計剰余金の活用 | 約 4,200億円 |

(③+④+⑤+⑥+⑦) 地方公共団体に交付される額(出口ベース)

約18兆 700億円

(参考) 臨時財政対策債を加算した場合 約23兆9,400億円
(対前年度1兆1,700億円程度増、5.1%程度)

平成15年度地方財政計画における歳出の見直し

1 総額の抑制

	歳出全体規模	公債費等除きの一般歳出
地方財政 収支見通し	▲1.5%程度 (2年連続しての対前年度マイナス)	▲2.0%程度 (4年連続しての対前年度マイナス)

2 職員数の削減

平成18年度までの4年間に4万人以上を純減する方針を踏まえ、警察官等の増員分を含め、計画計上人員を全体として1万人程度純減

	削減	増員	全体
職員増減	▲16,600 程度	+6,300 (警察官等) 程度	▲10,300 程度

3 一般行政経費（単独）の削減

平成18年度までの各年度を通じ、前年度の水準を上回らないよう抑制する方針を踏まえ、既定経費の徹底した見直し、財源の重点的配分により事業規模を抑制

▲0.3% (2年連続しての対前年度比マイナス)

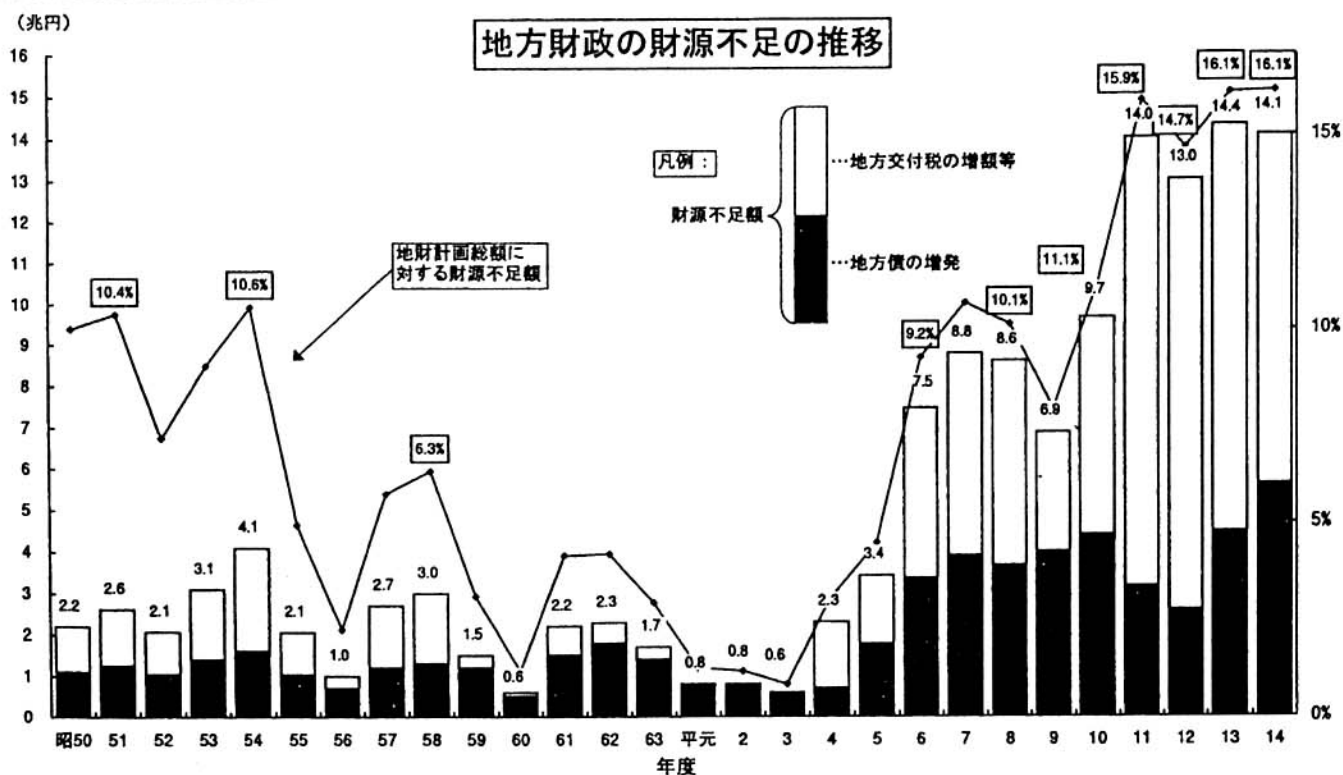
4 投資的経費（単独）の削減

平成18年度までの4年間に3兆円程度を縮減する方針を踏まえ、事業規模を計画的に減額

▲5.5% (4年連続しての対前年度比マイナス)

地方財政の財源不足の状況

- 地方財政の財源不足は地方税収等の落込みや減税等により平成 6 年度以降急激に拡大しており、平成 14 年度には 14.1 兆円の財源不足となり、地方財政計画の 16.1%にも達する規模となっている。
- 地方債と交付税特別会計借入金を合わせた実質的な公債依存度も平成 6 年度以降急激に上昇しており、平成 14 年度には 16.5%となっている。



- (注) 1 財源不足額及び補てん措置は、補正後の額である（平成 14 年度は当初）。
 2 平成 14 年度の数値は平成 14 年度地方財政対策数値であり、精査の結果異動することがある。

